

国民年金だよ



20歳を迎える方へ国民年金加入手続きのご案内

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

・将来の大きな支えになります

国民年金は、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

・老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子」のある配偶者）や「子」が受け取れます。

【学生納付特例制度】

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

【納付猶予制度】

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合に国民年金保険料が猶予される制度です。

国民年金の加入手続きについては、年金事務所、または役場の年

金窓口までお問い合わせください。

保険料は前納がお得です

国民年金保険料の納付には、一定期間まとめて納付することによるお得な割引があります。

納付方法は、現金（納付書）納付のほか、クレジットカード、口座振替による方法もあります。口座振替の場合、現金で納めるよりも口座振替の方が割引額も多く、一番お得な納付方法となっています。

口座振替の申し込みは、「口座振替申出書」に必要事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、口座振替を行う金融機関の窓口、またはお近くの年金事務所（郵送可）に提出してください。

「口座振替申出書」は年金事務所、役場窓口、日本年金機構HPにもあります。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34 | 2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166 | 72 | 5002

()内の金額が割引になる額です。

【納付方法別の納付額：平成29年度】

	現金	口座振替	提出期限
通常納付（翌月振替・納付）	16,490円	16,490円	
早割（当月末振替）		16,490円	
6力月前納（4月～9月）	98,140円 (▲800円)	97,820円 (▲1,120円)	2月末
〃（10月～翌年3月）			8月末
1年前納	194,370円 (▲3,510円)	193,730円 (▲4,150円)	2月末
2年前納（注1）	379,560円 (▲14,400円)	378,320円 (▲15,640円)	2月末

注1 平成29年度保険料16,490円の12か月分と平成30年度保険料16,340円の12か月分の合計です。